

花と緑のコミュニティづくり事業の助成に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域のコミュニティづくりの一環として住民自らの手による花と緑ある街づくりを図るため、西宮コミュニティ協会等の行う花と緑のコミュニティづくり事業に対して助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助 成)

第2条 市長は、西宮コミュニティ協会または当該協会が所轄しない地域の団体が行うつぎの各号に掲げる事業に対して助成することができる。

- (1) 花のコミュニティづくり事業
- (2) 緑のコミュニティづくり事業

(花のコミュニティづくり事業)

第3条 花のコミュニティづくり事業は、市長が別に定める規模以上の地域コミュニティ(以下「地域コミュニティ」という。)ごとにつぎの各号に掲げる基準を満たすものをいう。

(1) 地域コミュニティの地域内の道路(一般通行の用に供されている私道を含む。以下「道路」という。)に沿った住宅の敷地内の公衆の目にふれる所にフラワーポットを設置できる場所が確保できること。

また、地域コミュニティの拠点(公有地または一般開放の民有地もしくは市長が認める箇所)にコミュニティ花壇(以下「花壇」という。)が確保できること。

(2) フラワーポット等は特定者(個人)のものとしてでなく地域コミュニティの構成員全員のものとして活用できること。

(3) 地域コミュニティの構成員の手によってフラワーポットや花壇が良好に維持管理が行えること。

(4) 地域コミュニティの構成員の手によって季節に応じた草花等の植え付けができ、且つ植付草花等を良好に維持管理が行えること。

(5) 3年以上継続して当該事業が行えること。

(6) その他市長が特に必要と認める事項。

2 花のコミュニティづくり事業は、つぎの各号に掲げる事項に当たる場合、助成の中止をおこなう。

- (1) 地域コミュニティより事業の継続について不能の申し出があった時。
- (2) 助成の各号に掲げる基準を満たさない場合。
- (3) 予算の範囲を越えた場合。
- (4) その他市長が特に必要と認めた場合。

3 花のコミュニティづくり事業に係る助成の資材は別に定め、予算の範囲内で行うものとする。

(緑のコミュニティづくり事業)

第4条 緑のコミュニティづくり事業は、地域コミュニティごとにつぎの各号に掲げる基準を満たすものをいう。

(1) 道路または水路(以下「道路等」という。)沿いの民有地の敷地内または、公共施設で管理者から許可を得た場所に、別に定める樹木を植栽する場所が確保できること。

(2) 樹木は主として各地域コミュニティにおいて地域の木として定めたもので、公衆の目にふれる場所に植栽するものであること。

(3) 樹木をその地域の木として良好に維持管理が行えること。

(4) その他市長が特に必要と認める事項。

2 緑のコミュニティづくり事業に係る助成の資材は別に定め、予算の範囲内で行うものとする。

(手続き)

第5条 花のコミュニティづくり事業または緑のコミュニティづくり事業の助成に関し必要な手続等については、別に定めるものとする。

付則

この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。